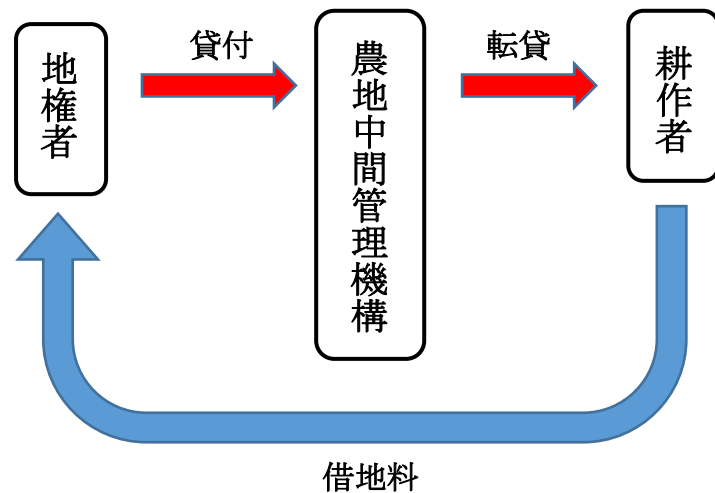


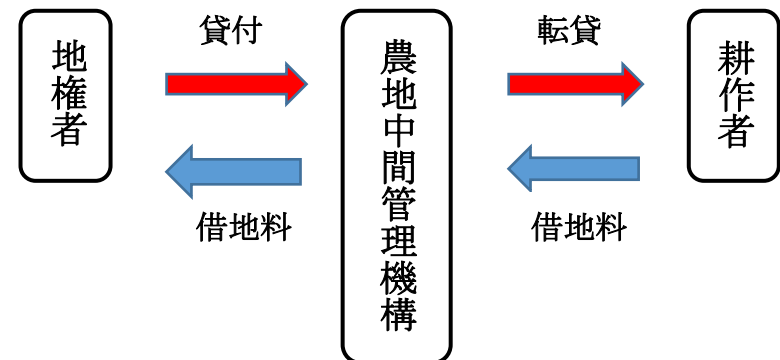
一括方式



- ・ 賃貸借の場合、借地料は耕作者から地権者へ直接支払う。
- ・ 農地集積・集約化等対策事業の対象にならない。
- ・ 農業委員会を通して手続きを行う。
- ・ 契約設定期間は短期でも可能。

農業委員会を通して手続きを行う

二段階方式



- ・ 賃貸借の場合、借地料は農地中間管理機構を通して支払う。
- ・ ※物納の場合は耕作者から地権者へ直接支払い
- ・ 農地集積・集約化等対策事業の対象になる。
- ・ 契約設定期間は10年が基本

農林課農政班を通して手続きを行う
問い合わせ先 0837-52-1115